

山口市上下水道事業発注工事における諸経費調整取扱要領

山口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という）が発注する土木工事の予定価格の積算にあたり、諸経費の調整を行う場合の取扱いについては、山口市諸経費調整取扱要領の例による。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月1日から施行する。